縦覧用

犬山市農業委員会総会議事録

１．令和８年８月２５日午後２時００分犬山市役所２階２０５会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

１．総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

１．当日の出席委員は次のとおりである。

１番	田中　幸子		２番	松浦　繁明	欠席
３番	小川　豊		４番	齋藤　ゆみ	欠席
５番	日比野　陽平		６番	安田　忠雄	
７番	大島　哲己		８番	寺澤　克己	
９番	保浦　富成		１０番	吉野　弘司	

１．本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎　直人	次長	宮田　隆志
統括主査	大薮　剛士	書記	中川　碧
書記	後藤　悠真		

１．総会の顛末は次のとおりである。

１．午後２時００分、寺澤会長が議長席につき、８名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者２名の指名を行う。

６番	安田　忠雄	７番	大島　哲己

縦覧用

議長　　それでは議案一覧表に基づき、第３８号議案から第４２号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局　　説明を始めさせていただきます。

議案書１ページをご覧ください。第３８号議案、農地法第３条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案の説明に入らせていただく前に、１点議案の修正があります。

議案書２ページの番号１番。こちらの案件について、議案書をみなさんに送付させていただいた後、城東地区の委員との面談で申請地の取水についてのお話がありました。その後申請者と調整を行い、取水の調整が整い次第改めて申請を行うこととなったため、今月の議案からは外すこととなりました。そのため、議案の説明は番号２番より説明をさせていただきます。

議案の説明に戻ります。議案書２ページをご覧ください。

番号２番、申請事由は営農規模拡大のためです。

【議案説明】

本申請地は、令和７年６月に買受適格者証明願の申請があり、令和７年６月２５日に許可がありました。

そこで今回、落札した本申請地を取得するため農地法第３条の申請となっております。

譲受人は現在、津島市及び本申請地隣地で耕作を行っており、オレンジやさつま芋等の栽培を行っております。

本申請について、買受適格者証明の申請があった月の令和７年６月１８日に城東地区担当の前農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、申請地でイチジクやレモンなどを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周

辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書３ページをご覧ください。番号３番。申請事由は以前より自宅付近である申請地の耕作管理を行っており、今後も引き続き耕作管理を行うためです。

【議案説明】

譲受人は本申請地の近くに住んでおります。譲渡人は耕作管理が困難であり、後継者もおりません。そこで今後譲受人が申請地の耕作管理を行うことで話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、８月２１日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、申請地で里芋やサツマイモなどを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案所の４ページをご覧ください。第３９号議案、農地法第５条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書の５ページをご覧ください。番号１番。申請事由は庭及び駐車場が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は、本申請地隣地に住んでおります。現在家族で合計３台自家用自動車を所有しております。自宅の増築に際し、自宅の庭及び駐車場用地が必要であり、庭及び駐車場として利用

するため本申請となりました。

こちらは平成９年８月頃より、本申請地を庭及び駐車場として利用していたため、その旨の始末書が添付されております。

地図資料の１５ページをご覧ください。申請地周辺境界付近にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水は自然浸透及び南側既存道路側溝にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１２番、ｴ-(ｱ)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40％を超えている区域にある農地で、第３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、ｴ-(ｲ)、許可することができる、に該当します。

続いて、番号２番。申請事由は太陽光発電施設用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は、太陽光発電事業等を営む法人です。

犬山市内で日当たりが良く、傾斜の少ない土地を探していたところ、本申請地が条件を満たしており、耕作管理が困難な譲渡人と話がまとまりました。土地を有効活用し太陽光発電施設用地として利用するため本申請となりました。

本申請地の隣地の農地については、農地転用後もこれまで通り農地への進入が可能であることを事業者より確認済みです。

地図資料の１８ページをご覧ください。申請地の境界にフェンスを設置します。雨水については自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１２番、ｴ-(ｱ)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40％を超えている区域にある農地で、第３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、ｴ-(ｲ)、許可することができる、に該当します。

議案書の６ページをご覧ください。番号３番。申請事由は太陽光発電施設用地が必要なためです。

【議案説明】

こちらの案件は、番号２番の事業者と同じですので、事業者の説明は省略させていただきます。

本申請地の隣地の農地については、農地転用後もこれまで通り農地への進入が可能であることを事業者より確認済みです。

地図資料の２１ページをご覧ください。申請地の境界に沿ってフェンスを設置します。雨水については、自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１２番、ｴ-(ｱ)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40％を超えている区域にある農地で、第３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、ｴ-(ｲ)、許可することができる、に該当します。

続いて、番号４番。申請事由は太陽光発電施設用地が必要なためです。

【議案説明】

こちらの案件についても、番号２番の案件の事業者と同じですので、事業者の説明は省略させていただきます。

地図資料の２４ページをご覧ください。申請地の境界に沿ってフェンスを設置します。雨水については、自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側６番、ｵ-(ｱ)-a-(b)、鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね 500ｍ（当該施設を中心とする半径 500ｍの円で囲まれる区域の宅地割合が 40％を超える場合には、40％になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ（上限は１km））以内の区域にある農地で、第２種農地に該当します。許可基準は裏面右側３４番、ｵ-(ｲ)-b、ｲ-(ｲ)-c､d､g､hのいずれかに該当する場合で、表面右側１０番、ｲ-(ｲ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の７ページをご覧ください。第４０号議案、農地法第２条第１項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

【議案説明】

議案書８ページをご覧ください。

番号１番。こちらは令和８年３月１６日に事務局と羽黒地区及び池野地区担当の前農業委員、前推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に樹木や雑木が生い茂っており山林となっております。耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、申請地に機械等での進入ができず、農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

議案書の９ページをご覧ください。第４１号議案、農地中間

管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

【議案説明】

議案書の１０ページから１１ページをご覧ください。今月の案件は、２件です。

整理番号１番については犬山地区、番号２番については羽黒・池野地区です。

議案書の１２ページをご覧ください。第４２号議案、農業振興地域整備計画変更（令和８年１０月案件）の伴う農業委員会の意見決定についてです。

１ページをご覧ください。整理番号１番。変更の目的は資材置場です。申出者は、平成26年に設立した飲食店の経営を行う法人です。

申出者は申出地の近隣で３店舗経営しています。現在、各店舗敷地内に来店者と従業員用の駐車場を確保しておりますが、ピーク時には満車になってしまい、駐車場敷地内で来店者の車が待機している時もあり営業に支障が生じております。新しく従業員用の駐車場用地を探していたところ、既存店舗に近い申出地の所有者から同意が得らました。申出地は各店舗からの距離が近く、必要台数に対して適切な面積であり、従業員用の駐車場として最適な場所のため、本申出を行うことになりました。

２ページ目の付図８号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地は、北側、東側が道路となっており、

農用地区域の周辺部だと判断しております。西側と南側は農用地区域に面しておりますが、申出地を除外しても周辺農地の取水排水や地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微なものと判断しております。

農用地利用集積等促進計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

５ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地は、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂等の流出を防止します。汚水排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、除外後の農地種別は、農地区分表の裏面６番をご覧ください。鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね 500ｍ（当該施設を中心とする半径 500ｍの円で囲まれる区域の宅地割合が 40％を超える場合には、40％になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ（上限は１km））以内の区域にある農地と記載がございます。

本案件は、名鉄犬山駅から約 750ｍに位置し、犬山駅を中心とした半径 750ｍ以内の宅地率が４０％を超えているため、番号６番に該当し、第２種農地となります。許可基準は右側３４番に該当し、表面右側１０番、周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当することから、農地法の許可見込みがあることを確認しています。

７ページをご覧ください。整理番号２番。変更の目的は個人住宅です。

申出者は現在、申出地付近の実家で母と同居しております。しかし、実家の土地建物は現在申出者の実兄が所有しており、申出者及び母ともに退去を強く求められています。そのため、

申出者及び母は早急に新たな住宅を確保する必要があります。申出者は申出地しか所有しておらず、母には所有している土地がございません。住み慣れた実家周辺の申出地以外の土地も検討しましたが、いずれも土地所有者の同意が得られませんでした。

申出地は実家と近く、申出者及び母にとっても住み慣れた環境であり、申出地以外に建築可能な土地がなく、申出地で自己住宅を建築するため本申出となりました。

８ページ目の付図８号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地は、北側、西側が道路となっており、農用地の周辺部だと判断しております。南側、西側の一部は農用地区域に面しておりますが、申出地を除外しても周辺農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微なものと判断しております。

農用地利用集積等促進計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

１１ページ利用計画図をご覧ください。申出地は、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂等の流出を防止します。雨水は、集水桝で集めて北側側溝にて処理します。汚水排水は浄化槽にて処理をして、雨水と共に排水をします。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、除外後の農地種別は、農地区分表の表面１番、概ね１０ha以上の一団の農地の区域内に該当することから第１種農地となり、許可基準は右側 10 番、周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当することから、農地法の許可見込みがあることを確認しています。

議案の説明は以上です。

議長　　ただいま事務局から第３８号議案から第４２号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

小川委員　　３番の小川です。

第３９号議案で太陽光発電の案件がたくさん出てきましたが、太陽光発電は山とか山林の方ではできるイメージがありますが、通常の農地でも許可は出るのでしょうか。

事務局　　ご質問にお答えします。

農地法においては、他の駐車場や住宅と同様に一般基準及び立地基準を満たしていれば基本的には許可が可能となっております。

第３９号議案の番号２番及び３番においては、農地区分が第３種農地になっており、第３種農地においては、市街化調整区域の中でも一番開発規制が少ない場所となっております。農地区分図を見ていただけると分かりますが、第３種農地においては、許可することができ原則許可が可能となっております。また、番号１番及び２番においては、計画内容が適切であり、一般基準も満たしているため、許可見込みがあると判断しております。

また、番号３番については第２種農地となっております。地図資料の２２ページをご覧いただくと分かりますが、東側が集落となっておりまして、農地区分図の表面右側１０番、ｲ-(ｲ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当しております。また、市街化区域や第３種農地の土地を検討していただいて、本申請地でしかできないという旨の書類も添付していただいていますので、番号３番についても、許可見込みがあると判

断しております。

保浦委員　　９番の保浦です。

太陽光発電の件についてですが、道路に接していないと思いますが、建築許可は必要ないのでしょうか。

事務局　　ご質問にお答えします。建築許可については、住宅等を建てる際には、必要となりますが、太陽光パネルに関しては、建築物にあたらないので、建築許可が不要であることは都市計画課に確認しております。その他都市計画法では開発許可や盛土規制法がありますが、どちらも不要であることを都市計画課に確認しております。

保浦委員　　第３９号議案の番号４番について道路に面していない場合、工事等は行うことが出来るのでしょうか。

事務局　　ご質問にお答えします。番号４番については、接してはいませんが、東側に県が管理する河川があり、その西側の小さい河川用管理道路のようなものがありまして、そこから進入して工事が可能であると事業者に確認しております。

また、番号２番及び番号３番においても小さいながら道路があるので、段差等もありますが、工事が可能であると事業者に確認しております。その他、隣地の農地の接道についても併せて確認をしております。今回の場合、番号３番は開発後南側から進入が可能であると確認をしております。

保浦委員　　第４２号議案、番号１番についてですが、内容自体には問題はありませんが、北側の用水路を跨ぐ形になると考えられます。現状用水路の草刈り等の管理は、隣地の農家の方が管理を行っております。駐車場整備完了後は、用水路沿いの草刈り等管理は誰が行いますか。

事務局　　ご質問にお答えします。

農振除外については、様々な法律に関係するので、水路に関わっている土木管理課に意見を求めております。

水路沿いの雑草管理についても、事業者に対策を求めていく形となります。また、犬山用水土地改良区に関わっておりまして、理事長に事前に意見を求めており、水路の残る部分について雑草等の管理をしていただきたいと確認をしておりますので、市としても事業者にその旨お伝えをし、調整を行っていきます。

議長　　他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

１５分ぐらいということで、１５時１５分まで地区審議をお願いします。

１５時００分　地区審議

１５時１５分　　開議

議長　　それでは、総会を再開します。

第３８号議案、農地法第３条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

１番から３番について、城東地区お願いします。

日比野委員　５番の日比野です。

１番から３番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第３８号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第３９号議案、農地法第５条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

１番から２番について、城東地区お願いします。

日比野委員　５番の日比野です。

１番から２番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　３番から４番について、羽黒・池野地区お願いします。

大島委員　７番の大島です。

３番から４番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第３９号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第４０号議案、農地法第２条第１項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

１番について、羽黒・池野地区お願いします。

大島委員　７番の大島です。

１番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第４０号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第４１号議案に入りますが、本議案には保浦委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第３１条第１項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。

【保浦委員退席】

議長　　続いて、第４１号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

１番について、犬山地区お願いします。

田中委員　　１番の田中です。

１番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　２番について羽黒・池野地区お願いします。

大島委員　　７番の大島です。

２番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第４１号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定

してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。
保浦委員は席へお戻りください。

【保浦委員着席】

議長　　続いて、第４２号議案、農業振興地域整備計画変更（令和８年１０月案件）に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。
１番について、犬山地区お願いします。

田中委員　　１番の田中です。
１番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　２番について、城東地区お願いします。

日比野委員　　５番の日比野です。
２番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第４２号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。
続いて報告事項について事務局より報告してください。

縦覧用

事務局　　議案書１３ページをご覧ください。第１０号報告、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の１４ページをご覧ください。今月の報告は２件です。

議案書１５ページをご覧ください。第１１号報告、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の１６ページをご覧ください。今月の報告は１件です。

議長　　ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長　　何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。